長野県公安委員会　　告示　第　　72　　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年10月26日

長野県公安委員会



記

意見の聴取の期日	令和　8年11月12日　午前　9時00分
意見の聴取の場所	長野市川中島町原７０４－２ 北信運転免許センター

長野県公安委員会　　告示　第　　72　　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年10月26日

長野県公安委員会

記

意見の聴取の期日	令和　8年11月12日　午前　9時00分
意見の聴取の場所	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原７３－１１６ 中南信運転免許センター

長野県公安委員会告示 第　73　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年10月26日

長野県公安委員会

記

聴聞の期日　令和 8年11月12日　午前 9時00分

聴聞の場所　長野市川中島町原７０４－２
北信運転免許センター

長野県公安委員会告示 第　73　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年10月26日

長野県公安委員会

記

聴聞の期日　令和 8年11月12日　午前 9時00分

聴聞の場所　塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原７３－１１６
中南信運転免許センター